

議案第4号

木津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

木津川市職員の育児休業等に関する条例（平成19年木津川市条例第35号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年2月22日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）」が令和6年4月1日から施行されることに伴い、育児休業中の会計年度任用職員においても勤務期間に応じ、期末勤勉手当の支給ができるよう所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市職員の育児休業等に関する条例（平成19年木津川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(期末手当等の支給)</p> <p>第5条の2 木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号。以下「給与条例」という。）第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p>	<p>(期末手当等の支給)</p> <p>第5条の2 木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号。以下「給与条例」という。）第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(職務復帰後における給与等の取扱い)</p>

第6条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第6条 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第4号 木津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
担当課	人事秘書課 人事係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	「地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)」が令和6年4月1日から施行されることに伴い、育児休業中の会計年度任用職員においても勤務期間に応じ、期末勤勉手当の支給ができるよう所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	・法改正を受け、協議・検討を実施	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施策	⑤ 組織・人材育成 イ 人材育成の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度(令和6年度から)	
	令和6年度：150千円 会計年度任用職員人件費	
将来にわたる効果及び経費の状況	育児休業中の会計年度任用職員においても勤務期間に応じ、期末勤勉手当の支給を行います。	